

## 令和6年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市民会館 3階 301会議室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第10号 合意解約等について
- 第3 議案第51号 農地法第5条の規定による許可について
- 第4 議案第52号 非農地証明について
- 第5 議案第53号 あっせんについて
- 第6 議案第54号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第7 議案第55号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、これから令和6年9月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話はお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いいたします。

それでは、開会にあたり会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

おはようございます。今日は、マイクがありませんので、発言は声を大きくお願いします。

それでは令和6年9月西之表市農業委員会定例総会のご案内をしたところ、委員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

台風10号の被害状況について報告します。

被害のあった作物は、サトウキビ、サツマイモ、ガジュツ、フェニックスロベレニー、オクラで被害額は全部で3,627万7,000円ということです。

また施設の被害は、堆肥舎の屋根の破損が2棟、荒茶加工施設が、屋根、雨樋、外壁の一部破損となっています。

農道等については、農地5件、水路4件、農道4件の災害が発生しており、9月議会で災害復旧の追加の補正予算が出される予定です。

利用状況調査につきましては、今月中に提出していただきますようお願いいたします。その後、所有者に対して意向調査を行っていくことになります。

暑さ寒さも彼岸までと言いますが、最近やっと朝晩涼しくなってきました。

温度差で体調を崩さないように十分気をつけていただきたいと思います。

また新型コロナとインフルエンザが増えてきているようです。

最近では、昔のように熱が上がらないということで、そのまま気づかずに人にうつしてしまうことがありますので、手洗い、うがいなど感染予防をお願いします。

簡単ですが、開会の挨拶とします。

本日は、運営がスムーズに終わりますよう皆様のご協力をお願いします。

## ○議長

それではただいまから本日の会議を始めます。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番 鮫島貞人委員、10番 深田広文委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第10号「合意解約等について」です。事務局、報告をお願いします。

## ○事務局

日程第2、報告第10号「合意解約等について」説明します。資料は1ページから3ページです。今月の合意解約は、1番から14番の14件で、台帳現況地目、

畑が29筆、68,956平米、台帳現況地目、田が6筆、9,889平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第51号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第51号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページです。

1番です。国上校区湊地区です。台帳現況地目、田の2筆で、面積662平米、424平米の合計1,086平米を駐車場、トイレ、東屋に転用するものです。

申請理由は、鹿児島県の「魅力ある観光地づくり事業」で、北部開発整備が進められており、整備が計画されているヘゴ自生地に近い申請地に駐車場・トイレ・東屋を整備するものです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備であることから、第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

周辺は田、山林、雑種地、道路があるものの被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周辺への被害はないと思われます。

転用の費用は、全額西之表市と鹿児島県による公費で行われるものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましては、10日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長報告をお願いします。

### ○2番委員

2番です。整理番号1について説明します。

9月10日午前9時より調査委員2名、担当者2名、事務局より2名で合同現地調査を行いました。

なお、譲受人の代表として経済観光課から1名来ていただき、説明を受けました。

当申請地は大田のヘゴ自生群の入口付近の場所です。

ここに駐車場、トイレ、東屋を整備したいということです。

県の「魅力ある観光地づくり事業」で北部観光の整備を進めているところで、年々観光客が増えてきて、駐車場の整備を進めているとのこと。

現在、喜志ヶ崎、奥神社、大田ヘゴ群生地、木折坂、精糖小屋、天女ヶ倉などの北部観光の整備をする計画をしているとのこと。

雨水等もそばに小川があり、他の田への影響も無いようです。

以上のことから、許可相当との委員の意見の一致がありました。

ご審議よろしく申し上げます。以上です。

**○議長**

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件につきまして、担当委員から補足の説明がありましたら、5番委員お願いします。

**○5番委員**

調査委員長の説明のとおりです。

**○議長**

この件につきまして皆さんから質疑等ありましたらお願いします。

**○○推進委員**

はい。譲渡人の欄にあるんですが、相続登記関係書類提出済みというのは、どういうことですか。

**○事務局**

本来、転用申請は、相続登記が終わってからしますけれども、今回、相続登記をする為の相続人全員の書類がそろってしまっていて、あと法務局に書類を提出するだけの状況です。まだ、相続登記が終わってないので、こういう形で表記しています。

**○議長**

よろしいでしょうか。

**○G推進委員**

ここに有償と書いているんですが、金額どれぐらいなのでしょう。

**○議長**

答えられるところであれば、お願いします。

**○事務局**

すいません、資料持ってきてないので金額は答えられません。

**○G推進委員**

わかりました。勉強の為にと考えてでした。

**○議長**

それと私の方から聞いてみたいのですけれども、申請地に行くまでの道幅が狭かったと思うのですけれども、将来的に観光バスとかが行こうとなった場合、その辺の整備は考えていないのでしょうか。

**○事務局**

今回の申請については、駐車場、トイレ、東屋、休憩所を整備するものなので、そこに行くまでの道については、これからと言うことになると思います。

ただの事業自体が農業委員会の転用の許可をもらえないと次に進めないなので、今回先に転用の申請があがってきたということです。

**○議長**

はい、わかりました。ぜひこの辺の整備もお願いしたいと思います。

他にないでしょうか？

**(挙手なし)**

無いようですので、議案第51号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をします。原案の通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

## ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第4、議案第52号「非農地証明について」を議題とします。

事務局、議案の説明をお願いします。

## ○事務局

日程第4、議案第52号「非農地証明について」を説明します。資料は5ページです。

1番です。榕城校区上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、昭和49年頃から耕作せず、現在は雑種地・山林となっています。交付基準2及び交付基準1（イ）に基づく申請です。

2番です。下西校区池野地区です。台帳地目は畑ですが、平成16年頃から耕作せず、現在原野となっています。交付基準1（イ）に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件も10日に合同現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

## ○2番委員

2番です。

整理番号1、2について報告します。9月10日、調査委員2名、担当委員、事務局職員で調査を実施し、申請人の立ち会で確認をしました。

整理番号1について報告します。写真のように場所が2ヶ所あって、1,449平米は、左下の写真になります。現在、駐車場と山林、その他家への通路となっておりますが、最初は5条申請で考えていたようですが、昭和45年頃の写真も同じような航空写真がございまして、それを確認したところ、現在と同じような感じになっていたということで、そのころから現在のようになっていることから交付基準2に該当するものと思われれます。また、929平米の上の方の写真ですけれども写真の通り、畑にはできないような山林になっておりました。昭和49年頃から耕作していないようですので、交付基準1（イ）に該当するものと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

次に整理番号2について報告します。申請地は自宅の裏の高台にあり、機械も入っていない所で平成16年頃から耕作せず、荒れないように管理をしていたようですが、作物を作ることはなかったようで、今回の申請となったとのこと。

交付基準1（イ）に該当すると意見の一致を見たところ。よろしくをお願いします。

## ○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。この件について、担当委員の補足がありましたらお願いします。番号1については私が担当なので報告します。

## ○4番委員

これはもう全くの山です。駐車場はこっちです。先ほど調査委員長から説明がありましたけども、交付基準には、「おおむね20年」というところがありますけれども、その頃の写真にもう既にこういう状況になっていたということです。あとは調査委員長の報告のとおりです。

**○議長**

番号2について、11番委員お願いします。

**○11番委員**

11番です。

申請地は家の裏手にありますが、高さ4mぐらいの土手を登って行かなければならない所で、機械が入らないところなので、許可相当と考えます。

**○議長**

ただ今、調査委員長並びに担当委員から報告がありました。  
皆さんから何か質疑ありましたら挙手をお願いします。

**○H推進委員**

番号1ですけれど上から見た写真では、この面積が広い方が数字が小さいので、逆じゃ無いかなと思うんですが

**○事務局**

ここは、地籍調査が入っていないですが、場所は間違っていないです。現地が急傾斜になっているので、真上から見たら狭く見えると思います。

**○議長**

他に無いですか。

(挙手なし)

**○議長**

他に無いようですので議案第52号「非農地証明について」の採決を行います。  
原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

**○議長**

ありがとうございました。  
全会一致で賛成ですので本案は承認することに決定しました。  
続きまして、日程第5、議案第53号「あっせんについて」を議題とします。  
事務局、説明をお願いします。

**○事務局**

日程第5、議案53号「あっせんについて」を説明します。資料は6ページです。  
1番です。「貸したい」の申し出です。場所は安城校区大野地区です。標準額を希望とのことです。あっせん委員につきましては、入鹿山君徳委員、鮫島貞人委員にお願いしたいと思います。

**○議長**

ただいま事務局から説明がありました。  
この件につきまして何か意見等ありませんか。

(挙手なし)

**○議長**

無いようなので、あつせん委員になられた方は、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第6、議案第54号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、議案の説明をお願いします。

### ○事務局

日程第6、議案第54号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権の移転についてです。資料は7ページです。

地目畑、面積2,376平米、所有権を移転する者2人、受ける者1人です。内訳については、8ページを詳細については、9ページから12ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

### ○議長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは担当委員の報告をお願いします。所有権移転整理番号1、2について2番委員報告をお願いします。

### ○2番委員

2番です。

整理番号1、2について、所有権を受ける者が同一人物ですのでまとめて報告します。

整理番号2の譲渡人は、以前、整理番号1の譲渡人に売っていたそうですが、そのまま名義変更がなされていない状況です。

整理番号1の譲渡人の主人が亡くなったこともあり、譲受人が4、5年前から耕作していたようです。

今回、譲渡人が譲受人に購入してもらえないかという相談があり、今回の手続きになったようです。譲受人は、キビ、安納イモを耕作している現和在住の認定農家です。

機械類も一式揃っており、技術的にも何も問題ない農家です。なお、譲渡人には電話で確認を取っています。双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

### ○議長

無いようですので、議案第54号「農地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案の通り承認することに賛成の委員の挙手をお願いします

(全員挙手)

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第55号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

### ○事務局

議案第55号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。資料は13ページです。

農地中間管理事業の利用権設定です。まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。

1 段目です。期間が令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間、地目田、面積1,483平米、地目畑、面積8,404平米、利用権の設定をする者7人、受ける者1人です。

内訳については14ページを詳細については15ページから25ページをご覧ください。

続きまして鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料の26ページをご覧ください

1 段目です。期間が令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間、地目田、面積1,483平米、地目畑、面積8,404平米、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。内訳については、27ページを、詳細については28ページから35ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

#### ○議長

農地利用集積等促進計画につきましては、担当委員からの報告はありません。

この件につきまして皆さんから質疑等がありましたら、挙手をお願いします。

(挙手なし)

#### ○議長

無いようですので、議案第55号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、農業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

9 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

1 0 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印